

学校法人軽井沢風越学園 個人情報保護規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、学校法人軽井沢風越学園（以下「学園」とする。）が取り扱う個人情報に関し必要な事項を定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 個人情報

個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの(当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できることとなるものを含む。)をいう。

(2) 個人情報データベース等

特定の個人情報をコンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成した個人情報を含む情報の集合物、又はコンピュータを用いていない場合であっても、紙媒体で処理した個人情報を一定の規則にしたがって整理又は分類し、特定の個人情報を容易に検索することができる状態においているものをいう。

(3) 個人データ

個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

(4) 保有個人データ

学園が開示、訂正、追加、削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであつて、その存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は

財産に危害が及ぶおそれがあるもの、又は違法若しくは不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの以外をいう。

(5) 本人

個人情報から識別され、又は識別され得る個人をいう。

(6) 職員等

学園の役員および学園と雇用関係にある者またはあつた者、出向職員、職員の指示を受けて業務に従事する業務委託者や派遣労働者等を含む。

(7) 児童等

学園が設置する学校の児童、生徒および園児であつて、現在在籍する者または過去に在籍した者をいう。

(6) 匿名化

個人情報から当該情報に含まれる氏名、生年月日、住所の記述等、個人を識別する情報を取り除くことで特定の個人を識別できないようにすることをいう。

(責務)

第3条 学園は、個人情報の重要性を認識するとともに、個人情報が個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることに鑑み、その適正な取扱いについて必要な措置を講じなければならない。

2 職員等が、個人情報を取得し利用する場合または第三者に提供する場合は、この規程に従わなければならない。

3 職員等は、業務上知り得た個人情報を、業務以外の目的で他人に漏らしてはならない。

4 職員等は、個人情報データベース等を不正に利用してはならない。

(個人情報保護管理者)

第4条 学園は、個人情報の適正管理のため個人情報保護管理者を定め、個人情報の適正管理に必要な措置を行わせるものとする。

2 個人情報保護管理者は、事務局長とする。

- 3 個人情報保護管理者は、理事長の指示及び本規程の定めに基づき、適正管理対策の実施、職員等に対する教育・事業訓練等を行う責任を負うものとする。
- 4 個人情報保護管理者は、適正管理に必要な措置について定期的に評価を行い、見直し又は改善を行うものとする。
- 5 個人情報保護管理者は、個人情報の適正管理に必要な措置の一部を各事業を分掌する職員等に委任することができる。

第2章 個人情報の利用目的の特定等

(利用目的の特定)

- 第5条 学園は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的(以下「利用目的」という。)をできる限り特定するものとする。
- 2 学園は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲で行うものとする。
 - 3 学園は、利用目的を変更した場合は、変更した利用目的について、本人に通知し、又は公表するものとする。

(利用目的以外の利用の制限)

- 第6条 学園は、あらかじめ本人の同意を得ることなく前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱わないものとする。
- 2 学園は、合併その他の事由により他の法人等から事業を継承することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで継承前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱わないものとする。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ本人の同意を得ないで前条の規定により特定された利用目的の範囲を超えて個人情報を取り扱うことができるものとする。

(1) 法令に基づく場合

- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合
 - (3) 公衆衛生の向上又は児童等の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合
 - (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合
- 4 学園は、前項の規定に該当して利用目的の範囲を超えて個人情報を取り扱う場合には、その取扱う範囲を真に必要な範囲に限定するものとする。

第3章 個人情報の取得の制限等

(取得の制限)

第7条 学園は、個人情報を取得するときは、利用目的を明示するとともに、適法かつ適正な方法で行うものとする。

- 2 学園は、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる個人情報については取得しないものとする。
- 3 学園は、原則として本人から個人情報を取得するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
 - (1) 本人の同意がある場合
 - (2) 法令等の規定に基づく場合
 - (3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ないと認められる場合
 - (4) 所在不明、判断能力が不十分等の事由により、本人から取得することができない場合
 - (5) 相談、援助、指導、代理、代行等を含む事業において、本人から取得したのではその目的を達成し得ないと認められる場合
 - (6) その他第三者から収集することに相当の理由があると認められる場合

- 4 学園は、前項第4号、第5号又は第6号の規定に該当して本人以外の者から個人情報を取得したときは、その旨及び当該個人情報に係る利用目的を本人に通知するよう努めるものとする。

(取得に際しての利用目的の通知等)

第8条 学園は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を本人に通知し、又は公表するものとする。

- 2 学園は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示するものとする。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合には、この限りでない。

- 3 前2項の規定は、次に掲げる場合については適用しない。

- (1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合
- (3) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

第4章 個人データの適正管理

(個人データの適正管理)

第9条 個人情報保護管理者は、個人データの安全管理および正確性を堅持するために、次の各号に掲げる事項について適切な措置を講じるものとする。

- (1) 個人データの改ざん、漏えい、滅失、き損を防止すること
- (2) 利用目的の達成に必要な範囲において、個人データを正確かつ最新の

内容に保つこと

- (3) 個人データの安全管理のために、個人データを取り扱う職員等に対する必要かつ適切な監督を行うこと
- (4) 個人データの取扱状況を確認するための手段を整備すること
- (5) 利用目的に関し保存する必要がなくなった個人データを、確実、かつ速やかに破棄又は削除すること

(個人情報持出および複製制限)

第10条 職員等は、個人情報を学園外に持ち出してはならない。ただし、次の各号に該当する場合は、この限りではない。

- (1) 個人情報保護管理者が許可した場合
- (2) 個人情報を使用する業務を個人情報の保護に関して必要な事項を約定して外部に委託する場合

2 前項第1号の場合において、個人情報を取り扱う者は、外部への漏洩を防止するための必要かつ十分な措置を講じなければならない。

3 職員等は、個人情報保護責任者の許可なく個人情報を複製してはならない。

(漏えい等の発生した場合の措置)

第11条 職員等は、個人情報の漏えい、紛失、き損および改ざん（以下「漏えい等」という。）が発生し、またはその発生が疑われるときは、その事実についてすみやかに個人情報保護管理者に報告しなければならない。

2 個人情報保護管理者は、漏えい等が発生し、またはその発生が疑われるとの報告があった場合は、その事実についてすみやかに調査し、理事長に報告しなければならない。

第5章 個人データの第三者提供

(個人データの第三者提供)

第12条 学園は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供しないものとする。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合

(3) 公衆衛生の向上又は児童等の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合

2 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

(1) 学園が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合

(2) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合

(3) 個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称についてあらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いている場合

3 学園は、前項第3号に規定する利用する者の利用目的又は個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くものとする。

(第三者提供に係る記録の作成等)

第13条 個人情報保護管理者は、個人データを次の各号に掲げる者を除く第三者

(以下この条および次条において同じ。)に提供したときは、当該個人データを提供した年月日、当該第三者の氏名または名称その他必要な記録を作成しなければならない。ただし、当該個人データの提供が第12条第1項各号または第2項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 国の機関
- (2) 地方公共団体
- (3) 独立行政法人等
- (4) 地方独立行政法人

2 個人情報保護管理者は、前項の記録を、当該記録を作成した日から原則として、3年間保存しなければならない。

(第三者提供を受ける際の確認等)

第14条 個人情報取扱責任者は、第三者から個人データの提供を受けるときは、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。ただし、当該個人データの提供が第10条第1項各号または第2項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 当該第三者の氏名または名称および住所ならびに法人にあつては、その代表者(法人でない団体に代表者または管理人の定めのあるものにあつては、その代表者または管理人)の氏名
- (2) 当該第三者による当該個人データの取得の経緯

2 個人情報保護管理者は、前項の規定による確認を行ったときは、当該個人データの提供を受けた年月日、当該確認に係る事項その他必要な記録を作成し、保管しなければならない。

3 個人情報保護管理者は、前項の記録を、当該記録を作成した日から原則として、3年間保存しなければならない。

(委託先の監督)

第15条 個人情報保護管理者は、個人データの処理を行う業務の一部または全部を委託する場合は、委託した個人データの安全管理が図られるよう、受託者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 個人情報取扱責任者は、受託者と委託契約を締結するに際して、次の各号に掲げる事項を当該契約書に記載しなければならない。

(1) 個人データの機密保持に関する事項

(2) 個人データの目的外利用および第三者への提供の禁止に関する事項

(3) 再委託の禁止または再委託した際の個人情報の機密保持等に関する事項

(4) 必用不可欠な限度を超えた個人データの加工、利用、複写および複製の禁止に関する事項

(5) 委託契約終了後の個人データの返却または廃棄に関する事項

(6) 従業者に対する監督・教育に関する事項

(7) 事故発生時における報告義務に関する事項

(8) 損害賠償義務に関する事項

3 個人情報保護管理者は、締結した契約の概要を、適宜の際に理事長に報告するものとする。

第6章 保有個人データの開示、訂正・追加・削除・利用停止

(保有個人データの開示等)

第16条 児童等および職員等は、当該本人が識別される保有個人データについて、当該保有個人データの個人情報保護管理者に対して開示を請求することができる。

2 学園は、前項の申し出があったときは、身分証明書等により本人であることを確認の上、開示（当該本人が識別される個人情報を保有していないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。）をするものとする。ただし、

開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

(1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

(2) 学園の事業の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

(3) 他の法令に違反することとなる場合

2 開示は、書面により行うものとする。ただし、開示の申出をした者の同意があるときは、書面以外の方法により開示をすることができる。

3 保有個人データの開示又は不開示の決定の通知は、本人に対し書面により遅滞なく行うものとする。

4 他の法令の規定により本人に対し第2項本文に規定する方法に相当する方法により当該本人が識別される保有個人データの全部または一部を開示することとされている場合には、当該全部または一部の保有個人データについては、第1項および第2項の規定は、適用しない。

(保有個人データの訂正・追加・削除・利用停止等)

第17条 学園は、保有個人データの開示を受けた者から、書面、口頭又は電子メール等により、開示に係る個人データの訂正、追加、削除又は利用停止の申出があったときは、利用目的の達成に必要な範囲内において遅滞なく調査を行い、その結果を申し出をした者に対し、書面又は電子媒体により通知するものとする。

2 学園は、前項の通知を受けた者から、再度申出があったときは、前項と同様の処理を行うものとする。

第7章 体制

(苦情対応)

第18条 学園は、個人情報の取扱いに関する苦情(以下「苦情」という。)を受けた場合は、必要な体制整備を行い、苦情があったときは、適切かつ迅速な対応に努めるものとする。

2 苦情対応の責任者は、事務局長とする。

3 事務局長は、苦情対応の業務を職員等に委任することができる。その場合は、あらかじめ職員を指定し、その業務の内容を明確にしておくものとする。

第8章 罰則

(罰則)

第19条 職員等がこの規程に定めた責務に違反した場合は、懲戒することができる。

第9章 雑則

(その他)

第20条 本規程に定めのない事項はその都度協議して決定する。

(規程の改廃)

第21条 この規程の改廃は、規則等管理規程の定めによる。

附則

2020年4月1日 施行